

告 示

草津市告示第285号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和8年6月17日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
プリムタウン大人こども歯科	草津市南草津プリムタウン二丁目14-6	令和8年2月1日

（令和8年6月17日掲示済み）

草津市告示第286号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和8年6月17日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
プリムタウン大人こども歯科	草津市南草津プリムタウン二丁目14-6	令和8年2月1日

（令和8年6月17日掲示済み）

草津市告示第287号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1

号の規定により告示する。

令和8年6月17日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
おひさま眼科	草津市西渋川一丁目23-30アル・プラザ草津2階	令和8年3月1日

（令和8年6月17日掲示済み）

草津市告示第288号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和8年6月17日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
おひさま眼科	草津市西渋川一丁目23-30アル・プラザ草津2階	令和8年3月1日

（令和8年6月17日掲示済み）

草津市告示第289号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和8年6月17日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
医療法人 四つ葉会よ つば会クリ ニック 草 津院	草津市渋川一丁目1番50 号 近鉄百貨店草津店 5 階	令和8年2月 1日

(令和8年6月17日揭示済み)

草津市告示第290号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和8年6月17日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
医療法人 四つ葉会よ つば会クリ ニック 草 津院	草津市渋川一丁目1番50 号 近鉄百貨店草津店 5 階	令和8年2月 1日

(令和8年6月17日揭示済み)

草津市告示第291号

草津市放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和8年6月22日

草津市長 橋 川 渉

草津市放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業補助金交付要綱（令和4年草津市告示第227号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前								
第1条～第3条 《現行どおり》 （補助対象事業） 第4条 《現行どおり》 （1）《現行どおり》 <u>(2)</u> 経験年数が概ね3年以上の放課後児童支援員であって本市が指定する研修を受講したもの <u>(3)</u> 経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員であって本市が指定する研修を受講したもの <u>(4)</u> 経験年数が概ね10年以上の放課後児童支援員であって本市が指定する研修を受講した事業所長の立場のもの（1つの支援単位につき1名までとし、事業所長の立場にあることが辞令や運営規定等の文書により確認できる者に限る。以下同じ。） <u>(5)</u> 《現行どおり》 （補助金額等） 第5条 《現行どおり》 2 前条第1号から第4号までに掲げる者の1人当たりの対象経費の上限額は、別表基準額の欄各号に定める放課後児童支援員の区分に応じ、当該各号に定める基準額とする。 3 前条第5号に掲げる者の1人当たりの対象経費の上限額は、別表基準額の欄第1号に定める基準額と同額とする。 （経験年数等） 第6条 第4条第1項第2号から第4号までに規定する経験年数は、当該年度の4月1日現在において勤務する児童育成クラブの勤続年数およびその日より前に勤務していた次の各号に掲げる施設または事業所（以下「事業所等」という。）における勤続年数の合算とする。 （1）～（7）《現行どおり》 2～4 《現行どおり》 第7条～第10条 《現行どおり》 別表（第5条関係）	第1条～第3条 《省略》 （補助対象事業） 第4条 《省略》 （1）《省略》 《改正後に新設》 <u>(2)</u> 経験年数が5年以上の放課後児童支援員であって本市が指定する研修を受講したもの <u>(3)</u> 経験年数が10年以上の放課後児童支援員であって本市が指定する研修を受講した事業所長の立場のもの（1つの支援単位につき1名までとし、事業所長の立場にあることが辞令や運営規定等の文書により確認できる者に限る。以下同じ。） <u>(4)</u> 《省略》 （補助金額等） 第5条 《省略》 2 前条第1号から第3号までに掲げる者の1人当たりの対象経費の上限額は、別表基準額の欄各号に定める放課後児童支援員の区分に応じ、当該各号に定める基準額とする。 3 前条第4号に掲げる者の1人当たりの対象経費の上限額は、別表基準額の欄第1号に定める基準額と同額とする。 （経験年数等） 第6条 第4条第1項第2号および第3号に規定する経験年数は、当該年度の4月1日現在において勤務する児童育成クラブの勤続年数およびその日より前に勤務していた次の各号に掲げる施設又は事業所（以下「事業所等」という。）における勤続年数の合算とする。 （1）～（7）《省略》 2～4 《省略》 第7条～第10条 《省略》 別表（第5条関係）								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準額</th><th>対象経費</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 《現行どおり》 <u>(2)</u> 経験年数が概ね3年以上の放課後児童支援員であって本市が指定する研修を受講したもの 1人当たり 年額198,000円 <u>(3)</u> 経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員であって本市が指定する研修を受講した</td><td>《現行どおり》</td></tr> </tbody> </table>	基準額	対象経費	(1) 《現行どおり》 <u>(2)</u> 経験年数が概ね3年以上の放課後児童支援員であって本市が指定する研修を受講したもの 1人当たり 年額198,000円 <u>(3)</u> 経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員であって本市が指定する研修を受講した	《現行どおり》	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準額</th><th>対象経費</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 《省略》 《改正後に新設》 <u>(2)</u> 経験年数が5年以上の放課後児童支援員であって本市が指定する研修を受講した者</td><td>《省略》</td></tr> </tbody> </table>	基準額	対象経費	(1) 《省略》 《改正後に新設》 <u>(2)</u> 経験年数が5年以上の放課後児童支援員であって本市が指定する研修を受講した者	《省略》
基準額	対象経費								
(1) 《現行どおり》 <u>(2)</u> 経験年数が概ね3年以上の放課後児童支援員であって本市が指定する研修を受講したもの 1人当たり 年額198,000円 <u>(3)</u> 経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員であって本市が指定する研修を受講した	《現行どおり》								
基準額	対象経費								
(1) 《省略》 《改正後に新設》 <u>(2)</u> 経験年数が5年以上の放課後児童支援員であって本市が指定する研修を受講した者	《省略》								

改正後		改正前	
<u>もの</u> 1人当たり 年額263,000円 (4) 経験年数が概ね10年以上の放課後児童支援員であって本市が指定する研修を受講した事業所長的立場の<u>もの</u> 1人当たり 年額394,000円 ※1支援単位当たりの基準額は、年額919,000円を上限とする。 ※事業実施月（1月に満たない場合には、基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。		1人当たり 年額263,000円 (3) 経験年数が10年以上の放課後児童支援員であって本市が指定する研修を受講した事業所長的立場の<u>者</u> 1人当たり 年額394,000円 ※1支援単位当たりの基準額は、年額919,000円を上限とする。 ※事業実施月（1月に満たない場合には、基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。	
様式第1号～様式第5号 <現行どおり>		様式第1号～様式第5号 <省略>	

付 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日以降の事業から適用する。

(令和8年6月22日揭示済み)

草津市告示第292号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和8年6月24日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
ねこのて婦人科クリニック	草津市西渋川一丁目21番14号 エルミナMCビル2階	令和8年6月1日

(令和8年6月24日揭示済み)

草津市告示第293号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国し

た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和8年6月24日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
ねこのて婦人科クリニック	草津市西渋川一丁目21番14号 エルミナMCビル2階	令和8年6月1日

(令和8年6月24日揭示済み)

草津市告示第294号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから同法第50条の2の規定に基づく廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和8年6月24日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
おがわ耳鼻咽喉科医院	草津市追分一丁目4番25-2号	令和8年3月31日

（令和8年6月24日揭示済み）

草津市告示第295号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和8年6月24日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
おがわ耳鼻咽喉科医院	草津市追分一丁目4番25-2号	令和8年3月31日

（令和8年6月24日揭示済み）

草津市告示第296号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから同法第50条の2の規定に基づく廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和8年6月24日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
J I N C L I N I C	草津市新浜町300 イオンモール草津1F	令和8年5月31日

（令和8年6月24日揭示済み）

草津市告示第297号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和8年6月24日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
J I N C L I N I C	草津市新浜町300 イオンモール草津1F	令和8年5月31日

（令和8年6月24日揭示済み）

草津市告示第298号

草津市ひとり親家庭養育費確保推進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和8年6月24日

草津市長 橋 川 渉

草津市ひとり親家庭養育費確保推進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市ひとり親家庭養育費確保推進事業補助金交付要綱（令和3年草津市告示第245号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この要綱は、養育費の取決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図るため、養育費の取決めを行うひとり親（配偶者のいない者で現に20歳までの児童を扶養している者。以下同じ。）に対し、養育費に関する公正証書等作成に必要な経費（以下「<u>公正証書等作成経費</u>」という。）および<u>未払の養育費に係る強制執行の申立等に係る弁護士経費等</u>（以下「<u>養育費弁護士経費</u>」という。）について、予算の範囲内において草津市ひとり親家庭養育費確保推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 第2条 <現行どおり> （交付の対象者） 第3条 補助金の交付対象者は、草津市に居住し、交付申請時において、次の各号に掲げる区分に応じ、<u>当該各号に定める要件をすべて満たす者とする。</u> （1）<u>公正証書等作成経費</u> ア 養育費の取決めを行うひとり親 イ 養育費の取決めにかかる経費を負担した者 ウ <u>養育費の取決めにかかる債務名義を有している者</u> エ <u>養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者</u> オ <u>過去に養育費の取決めを交わした同内容の文書で補助金を交付されていない者</u> カ <u>草津市税の滞納がない者</u> （2）<u>養育費弁護士経費</u> ア 未払の養育費に係る強制執行申立を行ったひとり親 イ 未払の養育費に係る強制執行申立を行い、それに要する経費を負担した者	（趣旨） 第1条 この要綱は、養育費の取決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図るため、養育費の取決めを行うひとり親（配偶者のいない者で現に20歳までの児童を扶養している者。以下同じ。）に対し、養育費に関する公正証書等作成に必要な経費について、予算の範囲内において草津市ひとり親家庭養育費確保推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 第2条 <省略> （交付の対象者） 第3条 補助金の交付対象者は、草津市に居住し、交付申請時において、次の要件をすべて満たす者とする。 （1）<u>養育費の取決めを行うひとり親</u> （2）<u>養育費の取決めにかかる経費を負担した者</u>

改正後	改正前
ウ 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者 エ 過去に未払の養育費に係る強制執行申立に係る補助金を交付されていない者 オ 草津市税の滞納がない者 《改正前を削る》 《改正前を削る》 《改正前を削る》 《改正前を削る》 (補助対象経費および補助金の額) 第4条 補助対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費とする。</u> (1) 公正証書等作成経費 養育費の取決めに要する経費のうち、公証人手数料令（平成5年政令第224号）に定められた公証人手数料または家庭裁判所の調停申立てもしくは裁判に要する収入印紙代および戸籍謄本等の添付書類の取得手数料とする。 (2) 養育費弁護士経費 未払の養育費に係る強制執行申立に要する経費のうち、弁護士経費、未払の養育費に係る強制執行申立に要する収入印紙代および戸籍謄本等の添付書類の取得手数料とする。 2 補助金の額は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> (1) 公正証書等作成経費補助 1対象者当たり3万円を限度とする。 (2) 養育費弁護士経費補助 1対象者当たり5万円を限度とする。 (交付申請書) 第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、草津市ひとり親家庭養育費確保推進事業補助金交付申請書（別記様式）に、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市が保有する公簿等によって確認できる場合は、省略することができる。</u> (1) <u>公正証書等作成経費補助</u> ア 申請者および対象児童の戸籍謄本または抄本	(3) 養育費の取決めににかかる債務名義を有している者 (4) 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者 (5) 過去に養育費の取決めに交わした同内容の文書で補助金を交付されていない者 (6) 市税の滞納がない者 (補助対象経費および補助金の額) 第4条 補助対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、<u>養育費の取決めに要する経費のうち、公証人手数料令（平成5年政令第224号）に定められた公証人手数料または家庭裁判所の調停申立てもしくは裁判に要する収入印紙代および戸籍謄本等の添付書類の取得手数料とする。</u> 《改正後に新設》 《改正後に新設》 2 補助金の額は、<u>1対象者当たり3万円を限度とする。</u> 《改正後に新設》 《改正後に新設》 (交付申請書) 第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>公正証書等を作成した日から6月以内に</u>草津市ひとり親家庭養育費確保推進事業補助金交付申請書（別記様式）に、<u>次に掲げる</u>書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市が保有する公簿等によって確認できる場合は、省略することができる。 (1) <u>申請者および対象児童の戸籍謄本または抄本</u>

改正後	改正前
イ <u>世帯全員の住民票の写し</u> ウ <u>児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当受給者に限る。）</u> エ <u>前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の草津市税の滞納がないことの証明書の写し</u> オ <u>補助対象となる経費の領収書等の写し</u> カ <u>養育費の取決めに交わした文書（債務名義化した文書に限る。）の写し</u> キ <u>アからカまでに掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの</u> (2) <u>養育費弁護士経費補助</u> ア <u>申請者および対象児童の戸籍謄本または抄本</u> イ <u>世帯全員の住民票の写し</u> ウ <u>児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当受給者に限る。）</u> エ <u>前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の草津市税の滞納がないことの証明書の写し</u> オ <u>補助対象となる経費の領収書等の写し</u> カ <u>未払の養育費に係る強制執行申立を裁判所が受理したことが確認できる書類</u> キ <u>弁護士委任契約に係る契約書の写し</u> ク <u>アからキまでに掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの</u> 《改正前を削る》 《改正前を削る》 《改正前を削る》 《改正前を削る》 《改正前を削る》 2 前項の規定による交付申請の提出期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日までとする。 (1) 公正証書等作成経費補助 公正証書等を作成した日から6月以内 (2) 養育費弁護士経費補助 前条第1項第2号に掲げる経費を支払った日の翌日から起算して6月以内（日本司法支援センター（法テラス）から実費の立替えを受けている場合にあっては、日本司法支援センター（法テラス）から援助の終結決定が	(2) <u>世帯全員の住民票の写し</u> (3) <u>児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当受給者に限る。）</u> (4) <u>前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の市税の滞納がないことの証明書の写し</u> (5) <u>補助対象となる経費の領収書等の写し</u> (6) <u>養育費の取決めに交わした文書（債務名義化した文書に限る。）の写し</u> (7) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの</u> 《改正後に新設》

改正後	改正前
された日の翌日から起算して6月以内) <u>3～5</u> 《現行どおり》 第6条～第9条 《現行どおり》 別記様式（第5条関係） （別添1－1のとおり）	<u>2～4</u> 《省略》 第6条～第9条 《省略》 別記様式（第5条関係） （別添1－2のとおり）

付 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する

別添1－1

別記
様式（第5条関係）

年 月 日

草津市ひとり親家庭養育費確保推進事業補助金交付申請書

草津市長 宛

住所
氏名 印
電話番号

草津市ひとり親家庭養育費確保推進事業補助金の交付を受けたいので、草津市ひとり親家庭養育費確保推進事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付にあたり必要な事項の確認のための公簿等の閲覧に同意します。

記

- 1 交付を受けようとする補助金の額
- ☐ 公正証書等作成補助
- ☐ 養育費弁護士経費補助

円

2 添付資料

該当する資料に レ点を記入	☐ 申請者および対象児童の戸籍謄本または抄本 ☐ 世帯全員の住民票の写し ☐ 児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当受給者に限る。） ☐ 前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の市税の滞納がないことの証明書の写し ☐ 補助対象となる経費の領収書等の写し ☐ 養育費の取決めを交わした文書（債務名義化した文書に限る。 <u>公正証書等作成経費に係る申請の場合にのみ添付する。</u> ）の写し ☐ <u>未払の養育費に係る強制執行申立を裁判所が受理したことが確認できる書類（養育費弁護士経費に係る申請の場合にのみ添付する。）</u> ☐ <u>弁護士委任契約に係る契約書の写し（養育費弁護士経費に係る申請の場合にのみ添付する。）</u> ☐ その他市長が必要と認めるもの （ ）
振込先	金融機関名 銀行・信用金庫 組合・農協 支店名 本店・支店・出張所 口座番号 フリガナ 口座名義人

別添1－2

別記様式（第5条関係）

年 月 日

草津市ひとり親家庭養育費確保推進事業補助金交付申請書

草津市長 宛

住所
氏名 印
電話番号

草津市ひとり親家庭養育費確保推進事業補助金の交付を受けたいので、草津市ひとり親家庭養育費確保推進事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付にあたり必要な事項の確認のための公簿等の閲覧に同意します。

記

- 1 交付を受けようとする補助金の額

円

2 添付資料

該当する資料に レ点を記入	☐ 申請者および対象児童の戸籍謄本または抄本 ☐ 世帯全員の住民票の写し ☐ 児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当受給者に限る。） ☐ 前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の市税の滞納がないことの証明書の写し ☐ 補助対象となる経費の領収書等の写し ☐ 養育費の取決めを交わした文書（債務名義化した文書に限る。）の写し ☐ その他市長が必要と認めるもの （ ）
振込先	金融機関名 銀行・信用金庫 組合・農協 支店名 本店・支店・出張所 口座番号 フリガナ 口座名義人

（令和8年6月24日揭示済み）